

川島町農業委員会 3月定例会 会議録

1. 開催日時 令和8年3月25日(水) 午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所 川島町役場 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 18名(農地利用最適化推進委員8名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 8番 横川 公久

農業委員

1番 横田 正雄	2番 小高 春雄
3番 宇津木 忠明	5番 染谷 和廣
6番 稲毛 茂作	7番 遠山 いづみ
9番 木村 悟	10番 山崎 清

農地利用最適化推進委員

中山地区	関口 孝美	
伊草地区	中村 正宏(欠席)	
三保谷地区	鈴木 健	松本 二三男
出丸地区	岡田 茂雄	
八ツ保地区	福島 和利	木村 淳一
小見野地区	杉山 進	永瀬 芳和

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 県許可等の状況について

第5 議 案

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

(2) 議案第2号 川島町地域の農業の振興に関する計画に係る振興計画の達成状況について

(3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見照会の件

(4) 議案第4号 土地改良事業参加資格申出に係る承認について

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 江間 裕一

事務局次長 兼松 勉

事務局員 丸山 敬之

7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員10名、農地利用最適化推進委員8名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (1番 横田委員、2番 小高委員を指名した。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日1日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 特になし。 日程第4「報告」 報告第1「県許可等の状況」について、事務局から朗読説明を求めます。 ただいまの報告について、質疑を求めます。

染谷委員	異なる月での申請に対しての許可日が特定の月に集中している。 このような状況になるものなのか。
事務局	県に送致したものは補正指示への対応が完了するまで許可とはならない。補正が完了したタイミングが一緒となった案件への許可が重なることがある。
議長	日程第5「議案」 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第1号 番号1から番号7について説明を行った。
議長	説明があった件について、担当委員の補足説明を求めます。
横田委員	番号1および2について補足説明を行った。
山崎委員	番号3について補足説明を行った。
木村委員	番号4から7について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受け付けます。
山崎委員	番号4から7について、賃借権設定となっているが、中間管理機構の賃借権の設定を取りやめて農地法による使用賃借権の設定を行うのか。
事務局	これまで中間管理機構での貸し借りの設定がされていたとしても、太陽光発電を理由に中間管理機構では契約ができないため、一度解約して農地法第3条で改めて貸借の設定を行うものです。

鈴木委員

番号3について、中山地内できのこの栽培施設があり、菌床を利用し、自分のところ以外に販売すると、きのこは川島産となり、埼玉産という名目で出荷できると聞いているが、事務局のほうで補足をお願いしたい。

事務局

今回申請地はきのこの菌床栽培施設となっています。きのこを育てるときは原木で育てる場合と菌床で育てる場合があります。当該施設は菌床で育てています。なぜ菌床を作るかという、菌床ができたところが産地となるということです。中山地内できのこを育てていたとして、菌床の製造地が県外である場合は埼玉県産とならない、ということになります。そのため紫竹で菌床を作れば、その菌床から栽培されたきのこは、埼玉県産、川島産と銘打つことができるということです。そうした菌床を出荷することができるというのが今回の事業です。

質疑終結

議長

議案第2号「川島町地域の農業の振興に関する計画に係る振興計画の達成状況について」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局

議案第2号について説明を行った。

議長

事務局の朗読・説明が終わったので、質疑を受け付けます。

稲毛委員

資料の地目が田や畑になっているが、宅地に変更しないのか。

事務局

資料の表記については、当時の情報が載っており、現在は地目変更も終わり宅地となっています。記載方法については今後改善に努めます。

質疑終結

議長 議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見照会の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局 議案第3号について説明を行った。

議長 事務局の朗読・説明が終わったので、質疑を受け付けます。

山崎委員 資料には、様々な賃料が記載されているが、その違いはどういった理由によるものか。

現在の物価高騰の影響を考慮し、町として賃料の値上げを考えているか、現時点での考えを聞きたい。

事務局 金額の違いについては、基本の6,000円という金額があるが、面積での違いのほか、地権者の意向によるところで金額の変更が生じています。

今後も米価の変動があることが想定されることから、早急に賃料の改定について詰めていかななくてはならないと考えます。

議長 賃料について農業委員会としては協議したことはないと記憶している。賃料について協議をする組織があり、標準賃料である6,000円はそこで決定したと認識していた。土地改良区の中でも協議したことがあるとのことだが、農業委員会で金額を提示するのはいかがかなと思う。賃料について協議する組織があるのであればその中で協議を進めてもらえればと思っている。

山崎委員 相対で金額を決めてよいのか。昔は標準小作料協議会が設けられ標準小作料が定められていた。今は廃止されているが、今後基準をどうしたらいいのか、農地法第3条の賃借権の設定も出てくるが平均額を参考に小作料の設定もすればよいのではないか。

事務局

小作料、賃借料の設定は、田んぼ 6,000 円、畑 1,000 円という基本は定められているが、今回資料にあった 6,000 円以外の金額というのは耕作者の提案ということで決められている。相対で決められることではなく、基本は田んぼであれば 6,000 円というところです。

標準小作料については、組織は廃止になっているが、農地中間管理事業を始めるときに近隣市町村の金額を参考に設定しました。それから見直しが行われていない状況です。今後組織を作るとなりましたら、判断材料の一つとして出すことは可能と思います。

議長

農地中間管理事業は相対で金額を決めてよいということなのか。基準はあるが、耕作者のご厚意で決められるのか。基準を守っている耕作者はどうなのか。基準がどうなのかとなるので、協議会を新たに設立し、疑義がないように議論してもらうのが良いのではないか。

稲毛委員

農地中間管理事業のパンフレットでは 6,000 円と説明して契約をしている。このような情報は初めて知ったが載せないほうが良いのではないか。

議長

今回ここまでの資料を添付した理由はあるのか。

事務局

埼玉県農業会議から、総会における各種審議案件の判断のための情報がしっかりと提示されていない農業委員会が見受けられると指摘があり、令和 7 年度から添付しております。しかし先ほどのご指摘のとおりどこまでの情報を載せるかは検討が必要かと思えます。

遠山委員

中間管理機構が始まったとき賃借料はいきなり 6,000 円と決まった経緯がある。その額では安いと思ったが、町に確認したところ近隣市町村を参考にしたとの回答。一耕作者として数年に一度は金額を見直してほしいと伝えてきた。そのような事情もあり、当法人で

は基本の賃料とは異なる金額を設定している。

木村委員

いちじくの場合は畑を借りたら、売上の何%の額を賃料として支払うという決まりがある。これが1,000円となると問題が生じる。決めるときは内容を考えていただきたい。

稲毛委員

中間管理機構の基本的な考えは、耕作ができない人が農地中間管理機構を通じて耕作できる人を探るところから始まっている。優良な耕作者が借りると基本額よりも高い賃料を払ってくれるとなると、農地中間管理機構が必要なくなってしまう。

染谷委員

下伊草の現状は、やり手がおらず耕作をお願いしている。そうしてきれいに管理してもらっていても不法投棄をされてしまうような状況なのに、賃料が高いからという理由で耕作してもらえなくなってしまうと、農地は荒れ、より不法投棄が行われる結果にもなりかねない。たとえ賃料が無料となっても耕作さえしてもらえただけで不法投棄の抑止にもなるのでありがたいと思う。農地を返却されても困ってしまう状況の方が多くいることも理解いただきたい。

議長

6,000円は関係機関の協議で決めたと思っていた。今組織がないのであれば組織を作って、現状を見ながら基準を設定してもらえればと思っている。

質疑終結

染谷委員

資料については、農業委員は守秘義務もあると思うので、取扱いには注意してほしい。

議長

議案第4号「土地改良事業参加資格申出に係る承認について」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局

議案第4号について説明を行った。

議長

事務局の朗読・説明が終わったので、質疑を受け付けます。

染谷委員

参加資格申出とあるがどういう意味か。

事務局

議案第3号で中間管理機構への新規、再配分の計画を示しましたが、議案第4号では地権者が賦課金等を支払うことを承認してもらう議案となっています。土地改良法では基本は耕作者が土地改良事業の賦課金を支払うことになってはいますが、例外として地権者が支払うとすることもできるため、その手続きとして、当委員会での審議を行うこととなっております。

議長

質疑終結

事務局

日程第6「その他」について事務局から説明を求めます。

議長

令和8年度 川島町農業委員会定例会議 開催計画表について説明。

全国農業新聞3月20日号に、令和7年度農山漁村女性活躍表彰式が3月3日に都内で行われ、比企地域女性農地利用最適化推進委員連絡会が女性登用組織参画部門で農林水産大臣賞を受賞された記事が掲載された。

比企地域女性農地利用最適化推進委員連絡会は9市町村21名で構成され、2004年から活動し、市町村を超えた横のネットワークや学びの場を作り上げ、女性登用活動に取り組んだことが高く評価された。

川島町からも遠山委員が参加し、委員長の経験もされている。

そのような中、第5次男女共同参画基本計画では、あらゆる分野で指導的地位に占める女性の割合を2020年代の早い時期に30%

にすることとしている。農業委員については3割、JA役員については2割、土地改良区の理事については1割という目標がある。

川島町農業委員会においても19人に対し女性1人で5%に満たない状況。来年は改選期であり、各委員は女性登用にご協力いただき、事務局は枠に当てはめて依頼をかけるくらいではないと集まらないと思うのでお願いしたい。

染谷委員 下伊草は後継者もおらず、今後、女性委員にふさわしい方が誰もいないというところもご理解いただきたい。

議長 そこまで厳しい条件はないと思うので、女性委員にふさわしい方、女性登用を考えていただければと思う。

染谷委員 資料について、タブレット化の検討をお願いしたい。

事務局 タブレット化については、今後の会議に向けて検討します。

山崎委員 つばさ南小学校、つばさ北小学校を企業に貸し付けたと聞いたが、企業名を教えてほしい。

事務局 跡地活用については候補者が決定したところです。つばさ南小学校はヤマショウアグリ TEC で農業を進めるための乾燥施設等を設置すると伺っている。

つばさ北小学校は株式会社セキドという農業用ドローンを扱う会社です。

議長 以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これを持ちまして、令和8年3月の川島町農業委員会定例会議を一度休会します。農地利用最適化推進委員の皆さまお疲れ様でした。

(農地利用最適化推進委員 退出)

議長 再開します。なお、全ての案件について質疑を求めます。

事務局 質疑終結

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」の番号1について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」の番号2について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」の番号3について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」の番号4について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」の番号5について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」の番号6について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」の番号7について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」の番号1から番号7については、「許可」とすることに決定しました。

議長 議案第2号「川島町地域の農業の振興に関する計画に係る振興計画の達成状況について」、「支障なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 議案第2号「川島町地域の農業の振興に関する計画に係る振興計画の達成状況について」は、「支障なし」とすることに決定しました。

議長 議案第3号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見照会の件」について、「意見なし」と回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 議案第3号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見照会の件」は、「意見なし」とすることに決定しました。

議長 議案第4号「土地改良事業参加資格申出に係る承認について」、「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 議案第4号「土地改良事業参加資格申出に係る承認について」は、「承認」とすることに決定しました。

議長 会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和8年3月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議

長

利根川 洋治

1 番

横田委員

横田 正雄

2 番

小高委員

小高 春彦